

# 岐阜県公報

第 十 八 号  
令 和 元 年 七 月 五 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(危機管理政策課) 一〇二<sup>ページ</sup>

### 公 示

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課) 一〇四

### 告 示

特別保護地区の保護に関する指針案等の縦覧

(環境企画課) 一〇四

道路の区域変更

(道路維持課) 一〇五

道路の供用開始

(同) 一〇六

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 一〇七

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一〇七

土砂災害警戒区域の指定

(同) 一〇八

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一〇八

土砂災害警戒区域の指定

(同) 一〇八

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一〇九

土砂災害警戒区域の指定

(同) 一〇九

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一一〇

土砂災害警戒区域の指定解除

(同) 一一一

土砂災害特別警戒区域の指定解除

(同) 一一二

土砂災害警戒区域の指定

(同) 一一三

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一一四

各務原都市計画公園事業の認可

(都市公園課) 一一四

### 監査委員告示

財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監査委員) 一一四

### 公 示

公共測量の実施

(用地課) 一一六

令和元年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、高校卒

程度試験及び資格免許職(司書、診療放射線技師)試験並

びに市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試

験の実施

(人事委員会) 一一六

令和元年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験(行

政・事務)及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の実

施

(同) 一一九

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( 時 刻 は 翌 日 )

令 和 元 年 七 月 五 日

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則（昭和三十五年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める。

第十三条中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

別記第九号様式裏面中「第31条」を「第32条」に改める。

別記第十七号様式を次のように改める。

第17号様式(第13条関係)

災害救助費算出内訳書

市町村名

種目別区分			市町村繰替支弁額			算定基準による算定額			
			員数	単価	金額	員数	単価	金額	
I 救助業務に要した経費				円	円		円	円	
1 救助費									
(1)	避難所設置費	避難所	延人			延人			
		福祉避難所	延人			延人			
		ホテル・旅館など	延人			延人			
		計	延人			延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸			戸			
		借上型仮設住宅	戸			戸			
		計	戸			戸			
(3)	炊き出しその他による食品の給与費		延人			延人			
(4)	飲料水の供給費		延人			延人			
(5)	被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯			世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			世帯			
		計	世帯			世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延人			延人			
		助産	延人			延人			
		計	延人			延人			
(7)	被災者の救出費		人			人			
(8)	被災した住宅の応急修理費		世帯			世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			世帯			
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人			人		
			文房具等	人			人		
		中学校生徒	教科書	人			人		
			文房具等	人			人		
		高等学校等生徒	教科書	人			人		
			文房具等	人			人		
計	人			人					
(11)	埋葬費	大人	体			体			
		小人	体			体			
		計	体			体			
(12)	死体の搜索費		体			体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			体			
		一時保存	体			体			
		検案	体			体			
		計	体			体			
(14)	障害物の除去費		世帯			世帯			
(15)	輸送費								
(16)	貸金職員等雇上費								
2 法第19条の補償									
II 救助事務に要した経費									
(合計)									

備考 1 「炊き出しその他による食品の給与費」の項「員数」の欄は、延給食数を3で除して得た数を記入すること。

2 「医療及び助産」の項は、日赤看護班を除いた看護班にかかる経費を記入すること。

3 「算定基準による算定額」の欄は、救助の種目別区分ごとに第4条の規定により別表第1に規定する救助基準額と市町村繰替支弁額とを比較して少ない方の額を記入すること。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月五日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三県道岐阜羽島線の項の次に次のように加える。

県道岐阜各務原線

各務原市三井町二丁目五〇番一地从先から  
同 市同 町二丁目五九番一地从先まで

別表第三県道文殊茶屋新田線の項の次に次のように加える。

県道正木岐阜線

岐阜市茜部菱野二丁目五六番地先から  
同 市茜部新所二丁目三番地先まで

別表第三可児市道の項中

可児市土田二五四五番一四地先から  
同 市同 二五四八番八地先まで

を

改める。

附 則

この規則は、令和元年七月三十一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定をするため、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案並びにこれらの縦覧場所を公告する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、令和元年七月五日から同月十九日までの間に当該指針の案について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

名 称	区 域
横山特別保護地区	飛騨市神岡町横山字日面平と同大字字十六釜との境界と同字と同大字字大池との境界との交点を起点とし、同所から荒田谷を北進し岐阜県と富山県との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し同町横山と同町杉山との境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し同町横山字大池と同大字字荒田谷との境界との交

に

点に至り、同所から同境界を西進し同大字字大池と同大字字十六釜との境界との交点に至り、同所から同境界を北進した後西進し起点に至る線により囲まれた区域

- 二 特別保護地区の存続期間  
令和元年十一月一日から令和十年十月三十一日まで
- 三 特別保護地区の保護に関する指針の案

指定区分	指 定 目 的
森林鳥獣生息地の保護区	当該区域は、ケヤキ、トチ、ナラなどからなる天然広葉樹林で、モズ、セキレイ、ツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめとする多様な野生鳥獣の生息適地であることから、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

四 一から三までに掲げる事項の縦覧場所

岐阜県環境生活部環境企画課、岐阜県飛騨県事務所環境課及び飛騨市役所

岐阜県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年七月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百十八号	山県市葛原字見池五〇一八番一地从先から同市同字同五〇一九番一地从先まで	前	四・〇	二九・〇	
			後	四・〇	二九・〇	

岐阜県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年七月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百十八号	本巣市根尾樽見字土休場二二三番二地从先から同市同字片行危二二三番五地从先まで	前	一四・〇	八五・〇	
			後	一六・〇	八五・〇	

岐阜県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年七月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	ル（メートル）	ル（メートル）	
			後	ル（メートル）	ル（メートル）	



用を開始するので告示する。  
なお、その関係図面は、令和元年七月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
小下呂線	下呂市萩原町西上田字新シヤ 一三六四番一七地先地内		三〇〇	令和元年七月五日	平成元年七月五日

岐阜県告示第九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
旭ヶ丘10丁目	多治見市旭ヶ丘10丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
月見町2丁目	多治見市月見町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上町4丁目	多治見市上町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元町4丁目	多治見市元町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

三の倉町猪場	多治見市三の倉町猪場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市之倉10丁目2	多治見市市之倉町10丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大畑町1丁目	多治見市大畑町1丁目	次の図のとおり	土石流
大畑町赤松	多治見市大畑町赤松	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
旭ヶ丘10丁目	多治見市旭ヶ丘10丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
月見町2丁目	多治見市月見町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上町4丁目	多治見市上町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元町4丁目	多治見市元町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三の倉町猪場	多治見市三の倉町猪場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市之倉10丁目2	多治見市市之倉町10丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大畑町赤松	多治見市大畑町赤松	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所)





木の実 6 溪流	木の実 5 溪流	木の実 4 溪流	木の実 3 溪流	木の実 2 溪流	木の実 1 溪流	柿畑 1 溪流	宮の前谷	木根 2 溪流	木根 1 溪流	峰 1 溪流	大平 1 溪流	松林 2 溪流	松林 1 溪流	中沢 1 溪流	小田子 6	乙原 6	仏供田 2	清水 4	島 1	大馬渡 3	大馬渡 2	大馬渡 1	横道 5	森上 1	柿畑 4
恵那市上矢作町木の实	恵那市上矢作町木の实	恵那市上矢作町木の实	恵那市上矢作町木の实	恵那市上矢作町木の实	恵那市上矢作町木の实	恵那市串原柿畑	恵那市串原川ヶ渡	恵那市串原木根	恵那市串原木根	恵那市串原峰	恵那市串原大平	恵那市串原松林	恵那市串原松林	恵那市串原中沢	恵那市上矢作町小田子	恵那市上矢作町小田子	恵那市上矢作町仏供田	恵那市上矢作町小笹原	恵那市上矢作町島	恵那市上矢作町漆原	恵那市上矢作町漆原	恵那市上矢作町漆原	恵那市上矢作町横道	恵那市串原	恵那市串原
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

横道 1 溪流	達原 1 溪流	島 1 溪流	小田子 1 溪流	小田子 2 溪流	小田子 3 溪流	小田子 4 溪流	小田子 5 溪流
恵那市上矢作町横道	恵那市上矢作町達原	恵那市上矢作町島	恵那市上矢作町小田子	恵那市上矢作町小田子	恵那市上矢作町小田子	恵那市上矢作町小田子	恵那市上矢作町小田子
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
峰 2	恵那市串原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木根 1	恵那市串原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木根 2	恵那市串原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山 1	恵那市串原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山 2	恵那市串原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

木の実1溪流	柿畑1溪流	宮の前谷	木根2溪流	木根1溪流	峰1溪流	松林2溪流	松林1溪流	中沢1溪流	小田子6	乙原6	仏供田2	清水4	島1	大馬渡3	大馬渡2	大馬渡1	横道5	森上1	柿畑4	川ヶ渡4	木根4	木根3	串原1	大平13	平山3
恵那市上矢作町木の实	恵那市串原柿畑	恵那市串原川ヶ渡	恵那市串原木根	恵那市串原木根	恵那市串原峰	恵那市串原松林	恵那市串原松林	恵那市串原中沢	恵那市上矢作町小田子	恵那市上矢作町小田子	恵那市上矢作町仏供田	恵那市上矢作町小笹原	恵那市上矢作町島	恵那市上矢作町漆原	恵那市上矢作町漆原	恵那市上矢作町漆原	恵那市上矢作町横道	恵那市串原	恵那市串原	恵那市串原	恵那市串原	恵那市串原	恵那市串原	恵那市串原	恵那市串原
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木の実2溪流	恵那市上矢作町木の实	次の図のとおり	土石流
木の実3溪流	恵那市上矢作町木の实	次の図のとおり	土石流
木の実4溪流	恵那市上矢作町木の实	次の図のとおり	土石流
木の実6溪流	恵那市上矢作町木の实	次の図のとおり	土石流
達原1溪流	恵那市上矢作町達原	次の図のとおり	土石流
島1溪流	恵那市上矢作町島	次の図のとおり	土石流
小田子1溪流	恵那市上矢作町小田子	次の図のとおり	土石流
小田子2溪流	恵那市上矢作町小田子	次の図のとおり	土石流
小田子3溪流	恵那市上矢作町小田子	次の図のとおり	土石流
小田子4溪流	恵那市上矢作町小田子	次の図のとおり	土石流
妻木町1	土岐市妻木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妻木町2	土岐市妻木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下石町	土岐市下石町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駄知町	土岐市駄知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

妻木町3	土岐市妻木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野16	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻1	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻2	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土岐口10	土岐市土岐津町土岐口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
肥田3	土岐市肥田町肥田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町河合	土岐市泉町河合	次の図のとおり	土石流
下石町5	土岐市下石町	次の図のとおり	土石流
妻木町2	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町3	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町4	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町5	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町6	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町7	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町8	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
駄知町4	土岐市駄知町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
妻木町8	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町7	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町5	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町4	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町3	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町2	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
下石町5	土岐市下石町	次の図のとおり	土石流
泉町河合	土岐市泉町河合	次の図のとおり	土石流
肥田3	土岐市肥田町肥田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土岐口10	土岐市土岐津町土岐口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻2	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻1	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野16	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妻木町3	土岐市妻木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妻木町2	土岐市妻木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妻木町1	土岐市妻木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下石町	土岐市下石町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駄知町	土岐市駄知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井戸垣内	下呂市馬瀬惣島井戸垣内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百四十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中洞	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流
細洞	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流
宮地大洞谷	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百二十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小洞	下呂市秋原町西上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小洞2	下呂市秋原町西上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稗畑	下呂市秋原町西上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第一百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百三三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中洞	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流
細洞	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流
宮地大洞谷	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井戸垣内	下呂市馬瀬惣島井戸垣内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百五十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中洞	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流
細洞	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流
宮地大洞谷	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百一十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百二十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小洞	下呂市秋原町西上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小洞2	下呂市秋原町西上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稗畑	下呂市秋原町西上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百一十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井戸垣内	下呂市馬瀬惣島井戸垣内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小洞	下呂市秋原町西上田小洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

稗畑	下呂市萩原町西上田稗畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地大洞谷	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井戸垣内	下呂市馬瀬惣島井戸垣内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小洞	下呂市萩原町西上田小洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稗畑	下呂市萩原町西上田稗畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地大洞谷	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画公園事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
各務原都市計画公園 四・四・四号 川島町総合スポーツ公園
- 三 事業施行期間  
令和元年七月五日から  
令和四年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 なし  
使用の部分 なし

監査委員告示二小

岐阜県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年七月五日

岐阜県監査委員 田 中 勝 士  
 岐阜県監査委員 加 藤 大 博  
 岐阜県監査委員 鈴 藤 良 靖  
 岐阜県監査委員 藤 土 大 博  
 岐阜県監査委員 長 縄 直 子

1 平成29年度及び平成30年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況  
(1) 平成29年度

(単位：件)

区分	監査結果		措置済	今回措置を講じたもの*	未措置 A-B-C	
	A	B				
国	指導事項	出資・出捐 <sup>注</sup> 団体	2	2	0	0
		補助金等交付団体	0	-	-	-
	指定管理者	0	-	-	-	
	計	2	2	0	0	
	指導事項	出資・出捐団体	5	5	0	0
		補助金等交付団体	3	3	0	0
	指定管理者	4	4	0	0	
	計	12	12	0	0	
	検討事項	出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	-	-	-
指定管理者		0	-	-	-	
計		1	1	0	0	
所管機関	指導事項	出資・出捐団体	0	-	-	-
		補助金等交付団体	1	1	0	0
	指定管理者	0	-	-	-	
	計	1	1	0	0	
	指導事項	出資・出捐団体	1	0	1	0
		補助金等交付団体	2	2	0	0
	指定管理者	2	2	0	0	
	計	5	4	1	0	
	検討事項	出資・出捐団体	0	-	-	-
		補助金等交付団体	0	-	-	-
指定管理者	0	-	-	-		
計	0	-	-	-		
合 計		21	20	1	0	

(2) 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果		措置済	今回措置を講じたもの*	未措置 A-B-C	
	A	B				
国	指導事項	出資・出捐 <sup>注</sup> 団体	2	1	0	1
		補助金等交付団体	2	2	0	0
	指定管理者	1	1	0	0	
	計	5	4	0	1	
	指導事項	出資・出捐団体	7	2	0	5
		補助金等交付団体	1	1	0	0
	指定管理者	2	2	0	0	
	計	10	5	0	5	
	検討事項	出資・出捐団体	0	-	-	-
		補助金等交付団体	0	-	-	-
指定管理者		0	-	-	-	
計		0	-	-	-	
所管機関	指導事項	出資・出捐団体	0	-	-	-
		補助金等交付団体	2	0	0	2
	指定管理者	1	1	0	0	
	計	3	1	0	2	
	指導事項	出資・出捐団体	0	-	-	-
		補助金等交付団体	1	1	0	0
	指定管理者	1	1	0	0	
	計	2	2	0	0	
	検討事項	出資・出捐団体	0	-	-	-
		補助金等交付団体	0	-	-	-
指定管理者	0	-	-	-		
計	0	-	-	-		
合 計		20	12	0	8	

※ 「今回措置を講じたもの」については、令和元年5月29日に知事から通知があったもの  
(注) 監査結果の区分については、次のとおり。  
・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの  
・指導事項：是正又は改善を求める事項  
・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成 29 年度

(1) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置  
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
商工政策課	一般財団法人岐阜産業会館	一般財団法人岐阜産業会館に委託している岐阜産業会館に係る使用料の徴収事務において、岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則に定める使用料と、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき締結した「岐阜産業会館使用料の徴収事務および過納金の支払事務委託契約書」(以下「委託契約書」という。)に定める使用料の範囲に不整合が見受けられたので、委託契約書について必要な見直しを実施されたい。	条例及び条例施行規則との整合性が図られた内容で見直しを行い、平成 31 年 4 月 1 日付で「岐阜産業会館使用料の徴収事務および過納金の支払事務委託契約書」を改正した。

公 示

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

羽島市

二 作業種類

公共測量(道路台帳数値化)

三 作業期間

令和元年五月三十一日から

令和二年三月二十四日まで

四 作業地域

羽島市

令和元年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び資格免許職(司書、診療放射線技師)試験並びに市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、令和元年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び資格免許職(司書、診療放射線技師)試験並びに市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験を次のとおり実施します。

令和元年七月五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二



この試験は、岐阜県職員として短期大学卒業程度又は高等学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的な業務に従事する職員、高等学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする技術的な業務に従事する職員及び司書又は診療放射線技師に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事する職員並びに市町村立小中学校等事務職員として短期大学卒業程度又は高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的な業務に従事する職員を採用するためにあります。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	短大・高校卒業程度試験	市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒業程度試験
	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)
試験区分	警察事務	警察事務
採用予定人員	二十人程度	十人程度
資格	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)
試験資格	短大・高校卒業程度試験	短大・高校卒業程度試験
試験区分	警察事務	警察事務
採用予定人員	十人程度	十人程度
資格	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)
試験資格	短大・高校卒業程度試験	短大・高校卒業程度試験
試験区分	警察事務	警察事務
採用予定人員	二十人程度	十人程度
資格	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)

試験名	短大・高校卒業程度試験	市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒業程度試験
試験区分	警察事務	警察事務
採用予定人員	二十人程度	十人程度
資格	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)
試験資格	短大・高校卒業程度試験	短大・高校卒業程度試験
試験区分	警察事務	警察事務
採用予定人員	二十人程度	十人程度
資格	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)
試験資格	短大・高校卒業程度試験	短大・高校卒業程度試験
試験区分	警察事務	警察事務
採用予定人員	二十人程度	十人程度
資格	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)	事務 A 事務 B (東濃地域) 事務 B (飛騨地域)

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本国籍を有しない者（資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒業程度試験を除く。）
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

令和元年九月二十九日(日)午前八時三十分から岐阜市又は各務原市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、資格免許試験は、岐阜市又は各務原市のみにおいて行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験については、公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

資格免許試験については、公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 専門試験

短大・高校卒程度試験の農業、林業及び農業土木並びに高校卒程度試験の土木A、土木B(東濃地域)及び土木B(飛騨地域)については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

資格免許試験(司書)については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。

短大・高校卒程度試験	試験名	試験区分	出題分野
林業	農業	農業と環境、作物、野菜、果樹、草花、畜産	野
森林経営	農業経営等	森林経営、森林科学、測量、林産物利用等	

農業土木

農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎(農業と環境、農業情報処理等)等

高校卒程度試験

土木A  
土木B(東濃地域)  
土木B(飛騨地域)

数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等

資格免許試験

司書

生涯学習概論、図書館概論(図書館制度を含む)、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論等

(3) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

令和元年十月八日(火)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

令和元年十月中旬から同月下旬(予定)までの間に岐阜市において行います。なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

3 最終合格者発表

第一次試験及び第二次試験並びに受験資格等についての調査の結果に基づいて最

最終合格者を決定の上、令和元年十一月中旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

#### 四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として令和二年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員」として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われず。

#### 五 給与等

平成三十一年四月一日現在の新規採用者の給料月額額は、短大・高校卒程度、高校卒程度及び市町村立小中学校等事務職員短大・高校卒程度にあつては十五万五千八百円、資格免許職「司書」にあつては十七万三百円、資格免許職「診療放射線技師」十八万六千七百円です。原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤奨手当等が支給されます。

#### 六 受験手続

##### 1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒請求」、「高校卒請求」、「資格免許職請求」又は「小中等事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

##### 2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込

書を郵送する場合は、封筒の表に「短大・高校卒受験」、「高校卒受験」、「資格免許職受験」又は「小中等事務受験」と朱書きし、〒五八五七（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛てで、特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

##### 3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、令和元年七月二十二日（月）から同年八月十三日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、令和元年八月十三日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

#### 七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

#### 八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。

令和元年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験（行政・事務）及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、令和元年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験（行政・事務）及び市町村立小中学校等事務職員採用試験を次のとおり実施します。

令和元年七月五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的

<p>な業務に従事する職員、高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的な業務に従事する職員及び市町村立小中学校等事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的な業務に従事する職員を採用するために、障がい者を対象に行います。</p> <p>一 試験名、試験区分及び採用予定人員</p> <table border="1"> <tr> <td>試験名</td> <td>試験区分</td> <td>採用予定人員</td> </tr> <tr> <td>障がい者を対象とした職員採用試験</td> <td>行政</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>障がい者を対象とした職員採用試験</td> <td>事務</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験</td> <td></td> <td>5 人</td> </tr> </table>	試験名	試験区分	採用予定人員	障がい者を対象とした職員採用試験	行政	5 人	障がい者を対象とした職員採用試験	事務	5 人	障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験		5 人	<p>二 受験資格</p>	<table border="1"> <tr> <td>試験名</td> <td>試験区分</td> <td>受験資格</td> </tr> <tr> <td>行政</td> <td>行政</td> <td>次の全ての要件を満たす者 一 平成三十一年四月一日における年齢が二十一年以上三十四歳未満の者 二 受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）別表に掲げる身体障害を有する旨の医師の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳</td> </tr> </table>	試験名	試験区分	受験資格	行政	行政	次の全ての要件を満たす者 一 平成三十一年四月一日における年齢が二十一年以上三十四歳未満の者 二 受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）別表に掲げる身体障害を有する旨の医師の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳
試験名	試験区分	採用予定人員																		
障がい者を対象とした職員採用試験	行政	5 人																		
障がい者を対象とした職員採用試験	事務	5 人																		
障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験		5 人																		
試験名	試験区分	受験資格																		
行政	行政	次の全ての要件を満たす者 一 平成三十一年四月一日における年齢が二十一年以上三十四歳未満の者 二 受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）別表に掲げる身体障害を有する旨の医師の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳																		
<p>障がい者を対象とした職員採用試験</p> <p>事務</p> <p>次の全ての要件を満たす者 一 平成三十一年四月一日における年齢が十七歳以上三十四歳未満の者 二 受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳又は指定医若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の医師の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳 三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）</p>	<p>障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験</p>	<p>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）</p> <p>次の全ての要件を満たす者 一 平成三十一年四月一日における年齢が十七歳以上三十四歳未満の者 二 受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳又は指定医若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の医師の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳</p>																		

知的障害者であることの判定書  
 ウ 精神障害者保健福祉手帳  
 三 県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者(市町村立小中学校等事務職員採用試験を除く。)
- 2 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

令和元年十月二十七日(日) 午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

職員採用試験の行政については、公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む。)、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間にわたって行います。

職員採用試験の事務及び市町村立小中学校等事務職員採用試験については、公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む。)、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 専門試験

職員採用試験の行政については、公務員として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間にわたって行います。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等

(3) 論文試験

職員採用試験の行政については、識見、論理性、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(4) 作文試験

職員採用試験の事務及び市町村立小中学校等事務職員採用試験については、表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

令和元年十一月五日(火)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

令和元年十一月中旬から同月下旬(予定)までの間に岐阜市において行います。なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合

格者を決定の上、令和元年十二月上旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合格の結果を通知します。

#### 四 合格から採用まで

この試験の合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として令和二年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

#### 五 給与等

平成三十一年四月一日現在の新規採用者の給料月額、職員（行政）にあつては十九万八千八百円、職員（事務）及び市町村立小中学校等事務職員にあつては十五万五千八百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤怠手当等が支給されます。

#### 六 受験手続

##### 1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員請求」又は「小中等事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

##### 2 受験申込みの方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員受験」又は「小中等事務受験」と朱書きし、〒五 八五七（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

##### 3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、令和元年七月二十二日（月）から八月十三日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、八月十三日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

##### 七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

##### 八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。